

2 8 監 第 1 9 号  
平成 2 8 年 8 月 2 4 日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山 下 好 隆  
同 小 林 治 男

平成 2 7 年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成27年度財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成27年度決算に基づく健全化判断比率

① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率

### 2 審査の期日

平成28年8月2日

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

| 健全化判断比率   | 平成27年度 | 平成26年度 | 平成25年度 | 早期健全化基準 |
|-----------|--------|--------|--------|---------|
| ①実質赤字比率   | —      | —      | —      | 13.19   |
| ②連結実質赤字比率 | —      | —      | —      | 18.19   |
| ③実質公債費比率  | 7.7    | 8.4    | 10.6   | 25.0    |
| ④将来負担比率   | 49.0   | 52.3   | 52.9   | 350.0   |

(注) 「—」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

#### (2) 個別意見

##### ① 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額が564,389千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模10,909,707千円に対する比率は、△5.17%で、早期健全化基準の13.19%を下回っており良好な状態を示している。

##### ② 連結実質赤字比率について

病院事業会計において実質赤字額が190,681千円となったが、全部の会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、1,764,679千円の黒字となるため連結実質赤

字額はなく、標準財政規模 10,909,707 千円に対する比率は、△16.17%で、早期健全化基準の 18.19%を下回った。

(単位：千円)

| 会 計 名            | 金 額       | 前年度       | 対前年増減    |
|------------------|-----------|-----------|----------|
| 一般会計等実質収支額       | 564,386   | 766,705   | △202,319 |
| 国民健康保険特別会計 実質収支額 | 149,760   | 84,029    | 65,731   |
| 後期高齢者医療特別会計 //   | 1,395     | 1,175     | 220      |
| 公営簡易水道事業特別会計 //  | 13,251    | 13,469    | △218     |
| 温泉宿泊施設事業特別会計 //  | 111       | 7         | 104      |
| 小 計              | 728,903   | 865,385   | △136,482 |
| 水 道 事業会計資金剰余額    | 830,312   | 793,406   | 36,906   |
| 温泉引湯 //          | 180,308   | 175,387   | 4,921    |
| 公共下水道 //         | 201,209   | 137,846   | 63,363   |
| 農業集落排水 //        | 14,628    | 9,288     | 5,340    |
| 病 院 //           | △190,681  | 59,709    | △250,390 |
| 連結実質黒字額合計        | 1,764,679 | 2,041,021 | △276,342 |

- ・水道事業会計は、流動資産 855,790 千円から流動負債 55,478 千円を控除した差額 830,312 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・温泉引湯事業会計は、流動資産 185,447 千円から流動負債 5,139 千円を控除した差額 180,308 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・公共下水道事業会計は、流動資産 329,173 千円から流動負債 127,964 千円を控除した差額 201,209 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・農業集落排水事業会計は、流動資産 17,623 千円から流動負債 2,995 千円を控除した差額 14,628 千円が比率算定上の適用金額である。
- ・病院事業会計は、流動資産 883,570 千円から流動負債 1,074,251 千円を控除した差額、△190,681 千円が比率算定上の適用金額である。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成 27 年度の単年度では前年度より改善され 6.84%となった、実質公債費比率は 3 か年平均で算定することとされているため、平成 25 年度から平成 27 年度までの平均では、7.7%（25 年度 8.9%、26 年度 7.6%、27 年度 6.8%）となり、前年度に比較して 0.7 ポイント下がり、早期健全化基準(25.0%)を大きく下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担額は 28,908,317 千円で、地方債の償還がすすみ、前年度と比較して 952,239 千円減少している。

(単位：千円)

| 項 目             | 負担額        | 前年度        | 対前年増減    |
|-----------------|------------|------------|----------|
| 一般会計等の地方債現在額    | 13,618,874 | 14,143,254 | △524,380 |
| 債務負担行為に基づく負担見込額 | 4,891      | 86,726     | △81,835  |
| 公営企業債等への繰入見込額   | 12,187,022 | 12,536,388 | △349,366 |
| 退職手当負担見込額       | 2,868,559  | 2,847,894  | 20,665   |
| 広域連合等への負担見込額    | 229,271    | 246,294    | △17,023  |
| 将来負担額合計         | 28,908,317 | 29,860,556 | △952,239 |

一方、充当可能財源等は 24,662,889 千円で前年度と比較して 739,709 千円減少した。充当可能基金は増となったものの交付税措置見込額の減少したことによるものである。

(単位：千円)

| 項 目                    | 金 額        | 前年度        | 対前年度     |
|------------------------|------------|------------|----------|
| 財政調整基金など充当可能基金         | 4,263,414  | 3,995,889  | 267,525  |
| 都市計画税など充当可能特定財源        | 1,086,558  | 1,238,158  | △151,600 |
| 基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額) | 19,312,917 | 20,168,551 | △855,634 |
| 充当可能財源合計               | 24,662,889 | 25,402,598 | △739,709 |

将来負担比率は、上記の将来負担額 28,908,317 千円から充当可能財源 24,662,889 千円を控除した残額 4,245,428 千円(将来負担すべき実質的な負債)が、標準財政規模 10,909,707 千円から算入公債費等の額 2,250,954 千円(公債費等に対する交付税措置額)を控除した残額 8,658,753 千円に対してどの位の割合になるかの比率で、49.0%となり、早期健全化基準の 350%を大きく下回り前年度に比較して 3.3 ポイント改善されている。

(3) 是正改善を要する事項

連結実質赤字比率は、全ての会計を合算して赤字額を算出していることから数値の発生は無いが、会計別では、病院事業会計において 190,681 千円の実質赤字額が生じている。経営健全化に向けた取り組みが急務である。

## 平成27年度公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

平成27年度決算に基づく資金不足比率

### 2 審査の期日

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) 水道事業会計       | 平成28年7月4日、8月2日   |
| (2) 温泉引湯事業会計     | 平成28年7月4日、8月2日   |
| (3) 公共下水道特別会計    | 平成28年7月4日、8月2日   |
| (4) 農業集落排水事業特別会計 | 平成28年7月4日、8月2日   |
| (5) 病院事業会計       | 平成28年7月6～7日、8月2日 |
| (6) 公営簡易水道事業特別会計 | 平成28年8月2日、3日     |
| (7) 温泉宿泊施設事業特別会計 | 平成28年7月4日、8月2日   |

### 3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

| 資金不足比率           |                | 平成27年度<br>(%) | 経営健全化基準<br>(%) | 平成26年度<br>(%) |
|------------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 法<br>適<br>用      | ① 水道事業会計       | —             | 20.0           | —             |
|                  | ② 温泉引湯事業会計     | —             |                | —             |
|                  | ③ 公共下水道事業会計    | —             |                | —             |
|                  | ④ 農業集落排水事業会計   | —             |                | —             |
|                  | ⑤ 病院事業会計       | 5.2           |                | —             |
| 法<br>非<br>適<br>用 | ⑥ 公営簡易水道事業特別会計 | —             |                | —             |
|                  | ⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計 | -             |                | —             |

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

## (2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

### ① 水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 830,312 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ② 温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 180,308 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ③ 公共下水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 201,209 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ④ 農業集落排水事業特別会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 14,628 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ⑤ 病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金不足額は 190,681 千円で、資金不足比率(資金不足額/医業収益)は 5.2%となった。経営健全化基準 20%の範囲内ではあるが、地方債の発行に当たっては、一定期間内において収支相償する事業であることを示す収支計画(投資・財政計画)の提出が求められることとなり、経営健全化に向けた取り組みが急務である。

### ⑥ 公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 13,251 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

### ⑦ 温泉宿泊施設事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 111 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20%の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。